

北海道建設業審議会議事録

日 時 平成30年11月19日(月) 14時00分～

場 所 北海道庁赤れんが庁舎 2階1号会議室

事務局(田中課長) 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
私は、北海道建設業審議会の事務局を担当させていただいております北海道建設部建設政策局建設管理課長の田中でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。それでは、審議に先立ちまして、北海道建設部長の岡田より一言御挨拶させていただきます。

岡田部長 北海道建設部長の岡田でございます。
開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。
委員の皆様におかれましては、日頃より道の建設行政の推進に、御理解、御協力をいただきまして、また、本日はたいへんお忙しいところ御出席を賜りましたことにつきまして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、9月6日に発生をいたしました北海道胆振東部地震におきましては、多くの尊い命が失われ、今もって多くの方が不自由な生活を余儀なくされておりますから、私共といたしましても早期の復旧、復興を目指しているところでございます。公共土木施設の被害につきましても、北海道、それから市町村分を合わせまして、約1200億円以上というふうに言われておりまして、甚大な被害になったところでございます。こうした中、被害の拡大防止に向けた応急工事、あるいは応急仮設住宅の建設に当たって、建設業関係者の皆様の献身的な御協力をいただいているところでありまして、心から感謝を申し上げますと共に、道といたしましては、1日も早い本格的な復旧に向け、引き続き全力を挙げて取組を進めてまいりたいと考えております。このように、道内の建設業は、安全で安心な暮らしを支えるために重要な役割を担っておりますが、担い手の不足や高齢化など、厳しい経営環境にあるものと認識をしております。

本審議会において御議論いただき、本年3月に策定をいたしました「北海道建設産業支援プラン2018」におきましても、経営力の強化や、担い手確保・育成、地域の安全安心、建設産業の環境整備といった4つの目標を掲げておりまして、各般の施策を通じ地域における建設産業の持続的発展につなげてまいりたいと考えております。

また、平成27年12月に「公共工事の品質確保に関する道の取組方針」の改定を行っておりますけれども、総合評価方式の適切な運用などによる「品質確保」に加えまして「中長期的な担い手の育成・確保」を図るために、「建設業魅力発信セミナー」の開催などの取組を進めております。

本日は「北海道建設産業支援プラン」及び「品質確保に関する道の取組方針」につきまして、現在の状況を御報告申し上げますとともに、発表に向け検討を進めております「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画」につきまして、委員の皆様から御意見を賜りたいと考えております。

最後になりますが、本日も審議をいただいた委員の皆様からの御意見につきましては、今後の道の建設行政に活かしてまいりたいというふうを考えておりますので、宜しく御審議の程お願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。本日は宜しくお願い申し上げます。

事務局(田中課長) それでは、まず始めにお配りしております資料の確認をお願いいたします。
1ページ目が次第でございます。2ページが委員名簿、3ページが出席者名簿、4ページが配席図、5ページが審議会条例、裏面に続いてございまして6ページが本条例の施行規則となっております。また配布資料は番号1から4までとしております。不足等はありませんでしょうか。

当審議会委員の皆様におかれましては、北海道建設業審議会条例の規定によ

り、2年ごとに改選を行うこととなっており、今年が改選年ということでございます。新たに委員になった方もいらっしゃいますので、ここで私から委員の皆様を御紹介させていただきます。

北海道建設業信用保証株式会社 常務取締役 山中憲治委員。
一般社団法人中小企業診断協会北海道 常任理事 安達陽子委員。
北海道税理士会 清野直美委員。
北海商科大学 教授 堤悦子委員。
小樽商科大学 教授 石黒匡人委員。
札幌商工会議所女性会 副会長 犬嶋ユカリ委員。
北海道町村会 南幌町長 三好富士夫委員。
江別消費者協会 副会長 中井悦子委員。
北海道開発局 事業振興部 調整官 齊藤基也委員。
一般社団法人北海道建設業協会 副会長 川島崇則委員。
一般社団法人北海道電業協会 会長 吉本浩昌委員。
一般社団法人北海道舗装事業協会 専務理事 小松正明委員。
北海道鉄筋業協同組合 理事 木浪裕子委員。

なお、本日は、北海道電力株式会社 土木部長 藪正樹委員、それから北海道労働局 総務部長 長正敏委員におかれましては、都合により欠席をされております。

以上です。

本日の審議会は、15名の委員の中13名の委員の御出席をいただいております。2分の1以上となっておりますので、北海道建設業審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会は、道が定める「附属機関等の設置及び運営に関する基準」に従いまして、公開とさせていただきます。

また、議事録につきましても、道のホームページ等で公開することになってございます。あらかじめ御承知願いたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議題(1)でございます。「北海道建設業審議会会長・副会長の互選」でございます。当審議会は2ページでございます委員名簿の左の欄でございますけれども、学識経験者から6名、建設需要者から4名、建設業団体から4名、行政機関から1名の方々に委員をお願いしているところでございます。北海道建設業審議会条例の第5条第2項の規定によりまして、会長、副会長につきましては、学識経験者の中から委員の互選によって選出することとなっております。

それでは、お諮りいたします。会長・副会長の互選に当たり、御推薦等がございますでしょうか。

(推薦等なし)

これまで委員の選任にあたりましては、特段御発言等がなければ、事務局の方から提案をさせていただいておりますが、今回も同様にさせていただきたいと思っておりますが、宜しいでしょうか。

(委員から異議なしの声)

それでは、学識経験者のうち、これまで会長には大学の先生をお願いをしております。副会長にはそれ以外の方をお願いをしておりますので、会長には、引き続き小樽商科大学の石黒委員、それから副会長には、新たに一般社団法人中小企業診断協会北海道の安達委員をお願いをしたいと考えておりますが、宜しいでしょうか。

(委員から異議なしの声)

それでは、委員の皆様のご賛同をいただきましたので、会長には石黒委員、副会長には安達委員と決定をさせていただきます。

石黒委員、安達委員におかれましては、正面の会長、副会長席への御移動をお願いいたします。

【会長、副会長 着席】

それでは、会長より御挨拶をいただきたいと思います。宜しくお願いいたします。

石黒会長

御紹介いただきました石黒でございます。

前期に引き続きということで、会長を務めさせていただくことになりました。前期同様、皆様方の御協力を何卒宜しくお願い申します。

昨年の審議会ですけれども、先ほど部長さんのお話にもありましたが、専門委員会を設置してそちらで議論していただいて、それに基づいて「北海道建設産業支援プラン2018」を策定したところでございます。

建設業は言うまでもなく、先ほどの地震の話にもありましたけれども、北海道民の生活、あるいは産業活動、これを支える非常に重要な役割を果たしている産業でありますと共に、それ自体が地域の基幹産業として欠かせないものでございます。本審議会は、この建設業について審議する場でございますので、今回も皆様方の忌憚のない御意見をいただきたいと考えておりますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

事務局(田中課長) ありがとうございます。なお、大変恐縮ではございますが、岡田部長につきましては、用務の都合によりここで退席をさせていただきます。

【部長 退席】

それでは、これより、石黒会長の進行により議事を進めていきたいと思しますので、どうぞよろしく宜しくお願いいたします。

石黒会長

それでは、さっそく議事を進行していきたいと思えます。議題(2)の「建設業の現状」につきまして、まず事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局(米地主幹) 建設業サポートグループの米地と申します。宜しくお願いいたします。

私の方から資料1に基づきまして、道内建設業の現状について説明をさせていただきます。

資料1の最初に、1の「経済活動別道内総生産の推移」です。資料には、平成18年度以降の「全産業」と「建設業」の数値、「割合」としまして、「全産業に占める建設業の割合」を示しております。

建設業は平成22年度まで減少傾向にありましたが、24年度からは増加傾向にあり、直近の27年度は、1兆3,285億円で、全産業に占める建設業の割合は7.0%となっています。

次に、2の「建設投資額、建設業就業者数、建設業許可業者数の推移」です。

(1)は、平成3年度から29年度までの北海道と全国の「建設投資額の推移」となっております。(2)は、平成11年から29年までの全国と北海道の「建設業就業者数」で(3)は、一番下になりますけれども、平成29年の道内産業別の就業者数です。(1)の「建設投資額の推移」と(2)の「建設業就業者数」の表をグラフ化しておりますものを、3ページに記載しております。3ページの上段にグラフで示しておりますので、あわせて御覧いただきたいと思えます。グラフについてですけれども、棒グラフ、オレンジ色と青色があると思えますけれども、このオレンジ色が民間の建設投資額、青が公共の建設投資額、この二つの合計が民間と公共を合わせた「建設投資額」となっております。

数値を記入しております上の折れ線グラフが「就業者数」を表しております。国土交通省の「建設総合統計年度報」によりますと、北海道における民間、公共を合わせた建設投資額は、平成5年度の4兆8,486億円をピークに、22年度まで減少傾向にありました。23年度からは概ね増加傾向にありまして、直近の29年度におきましては、3ページのグラフの下の囲みに記載しておりますが、ピーク時の約62%、3兆199億円となっております。

また、「建設業就業者数」は、グラフの上の折れ線グラフで表示していますが、総務省の「労働力調査」によりますと、平成7年から9年の約35万人をピークに減少傾向が続いておりまして、グラフの下の囲みに記載しておりますが、29年は約22万人と、ピーク時の約63%となっております。

なお、建設投資額に占める公共の比率については、資料1ページに戻っていただきたいのですが、2の(1)「建設投資額の推移」の表で説明させていただきます。表の左側は北海道の建設投資額の民間、公共の出来高と構成比、表の右半分は全国の出来高と構成比を整理した表です。全国が一番右下に記載しておりますが、公共投資の構成比40.2%となっております。それに対して、北海道は58.6%、約6割となっております。全国に比べて公共依存度が高い状況が続いております。

次に、資料の2ページ上段(4)の「道内建設業就業者の年齢別構成比」です。表の下にありますグラフをご覧ください。平成11年以降の年齢階層別構成比と就業者数の推移を示したものです。棒グラフが年齢別の構成比で、右の凡例に記載のとおり、上から青が29歳以下、黄色が30～39歳、グレーが40～49歳、オレンジ色が50歳以上となっております。平成16年以前と最近の状況を比較してみますと「29歳以下」が以前は2割弱から最近では1割程度になっております。一方「50歳以上」ですけれども、平成16年以前は4割程度であったものが、最近では5割程度となっております。就業者が高年齢化している状況を示しております。

次に、(5)の職種別月間有効求人数、求職数、求人倍率の状況です。北海道労働局の資料「レイバーレター」によりますと、本年9月末の「全職種」の求人倍率は1.22倍となっております。建設業関連の職種は全体的に高い数値となっており「建築・土木・測量技術者」が6.06倍、専門業種系の「型枠大工・とび工」が11.57倍などとなっております。

次に、(6)の「許可業者数」です。この表は全国と北海道の数値を表しております。3ページのグラフの下の折れ線グラフで表示しておりますが、グラフの下の囲みに記載しているのとおり、平成11年度の26,076社をピークに減少し、29年度末では、ピーク時の約75%、19,478社となっております。

次に3ページ下段、3の「道内建設業の売上高営業利益率」の推移です。北海道建設業信用保証株式会社の資料によりますと、道内建設業の売上高営業利益率は、平成6年度の3.6%をピークに減少傾向にありましたが、平成21年度の0.0%を底としまして近年は改善傾向にあります。平成28年度は3.3%となっております。

次に、4ページは「道内建設業の倒産状況」を示しております。(1)に「建設業の月間倒産件数」、(2)に「全産業」と「建設業」の倒産件数、負債総額、1件当たりの金額の推移を整理しております。まず(1)の「建設業の月間倒産件数」に記載しておりますが、平成30年10月末時点の状況は、「小計」欄に記載のとおり、34件、34億4,800万円となっております。1年前、29年10月末の53件、52億500万円と比較しますと、件数、負債総額ともに減少している状況となっております。(2)の「道内建設業の倒産件数」は、東京商工リサーチが調査した負債総額1,000万円以上のものについては、平成29年の建設業では61件と、3年連続で増加しておりますが、1件当たりの金額につきましては9,200万円となっており、減少傾向にあります。道内の全産業に占める建設業の負債総額の割合も表の一番右に記載しておりますが8.0%となっており、減少傾向にあります。

資料1の説明は以上でございます。

明いただきました。

この説明、あるいは関連して皆様の方から御質問、御意見がございましたら御発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

宜しいですか。ありがとうございました。

それでは議題（２）「建設業の現状」につきましては、これで宜しいということにさせていただきます。

続きまして議題（３）、「北海道建設産業支援プラン」について、に入らせていただきます。

こちらまず事務局から説明をお願いいたします。

事務局（米地主幹） 続きまして「北海道建設産業支援プラン」について御説明いたします。

建設産業支援プラン２０１８につきましては、昨年度の本審議会の部会でのご検討を経て、本審議会で素案を説明したところです。その際、皆様からいただいたご意見のほか、関係団体との意見交換、パブリックコメントや議会議論の結果を反映し、本年３月に策定したところでございます。プラン策定後、プランの概要、本編、資料編などは皆様に送付しておりますので、説明は省略させていただきますが、参考までに資料２－１としまして、概要版を配付しております。

続きまして、資料２－２「北海道建設産業支援プラン２０１８の推進」についてです。この資料の上段の囲みの部分はプラン２０１８の概要となっております。「推進期間」、「趣旨」、「基本方針」、「目標」、「関連施策・推進事業・取組等」のほか、推進・管理として、建設産業支援の総合的な窓口であります「北海道建設業サポートセンター」や、庁内関係部局による「建設産業の振興に関する連絡会議」、「地方建設業経営効率化協議会」などにより、推進・管理を行うこととしております。その上で、中央から下方向の矢印の右側の下段に記載しておりますが、「前年度の実績と当該年度の事業等」をこの審議会に報告しまして、専門的な見地から、委員の皆様のご意見をいただくほか、資料左側に記載しておりますが、業界団体などとの意見交換によるご意見などをいただき、次年度以降の関連施策・推進事業・取組等の実施に向け、より効果的、効率的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、資料に基づいて、前年度の主な実績と当該年度の主な事業を説明いたしますが、昨年度は、前プランである「建設産業支援プラン２０１３」における最終年度であり、新プラン２０１８の中で前プラン２０１３の検証は行っておりますが、平成２９年度の庁内各部の実績を「資料２－４」として取りまとめ、主な事業について「資料２－３」に抜粋しておりますので、こちらに沿って、簡単に御説明させていただきます。

最初に１ページの「１ 経営力の強化」について、「（１）経営の方向性の明確化」としまして、１番の「北海道建設業サポートセンターの運営」ですが、昨年度は、全体で１０５件の相談があり、そのうち、９９件については、中小企業診断士などの専門家が対応しております。相談内容としましては、「本業強化」、「人材確保・育成」、「支援制度等に係る情報収集」に関する相談が多い状況でありました。次に、「（３）新分野進出への支援」ですが、「新分野進出取組事例の紹介」、「新分野進出優良建設企業表彰」、「入札参加資格審査における新分野進出企業の優遇措置」を行っております。

次は、裏面２ページの「２ 人づくりの強化」ですが、「建設業担い手対策支援事業」や「北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会の開催」、「建設業担い手対策推進事業」などを行っておりまして、特に「建設産業ふれあい展の開催」につきましては、子どもさんを対象にした仕事体験等を通じて、ものづくりの楽しさを感じてもらうために、今年の１月１３日土曜日と１４日日曜日の２日間、札幌駅前通地下歩行空間「チカホ」で開催し、２日間で延べ約１万５千人の来場者があったところです。仕事体験に参加した小学生からは「楽しかった」、「勉強になった」、「また開催して欲しい」といった声が多数寄せられたところです。

最後に「５ 適正な施工体制」では、「建設業等における構造改善推進懇談会」の開催として、総合工事業、専門工事業などの建設業者団体や建設関連業

団体を対象としまして道の施策の説明や意見交換などを行っておりますが、昨年度は、「北海道建設産業支援プラン2018」策定に向けた説明会として開催したところです。なお、ただ今ご説明しましたこれらの事業につきましては、基本的に平成30年度も継続して実施しております。

次に、新たなプランである「建設産業支援プラン2018」における平成30年度の推進事業について説明させていただきます。

「資料2-5」に「平成30年度の施策と推進事業体系図」を整理しておりますが、このうち「建設産業の担い手確保・育成に向けた取組」について、「資料2-6」にまとめています。

平成30年度の建設産業担い手確保・育成に向けた取組につきましては、上段囲みの「建設業担い手対策支援事業補助金による支援」と下段囲みの「小中高生等に対する普及啓発」、右側囲みの「出前講座等」を実施しております。

まず、上段の「建設業担い手対策支援事業補助金」についてです。この補助金は、建設業協会や設計、測量等の団体が行う入職・定着促進や生産性向上の取組を補助の対象とするもので、今年度につきましては、土木・建設関連学科の高校生を対象とした工事現場視察などを通じた建設産業のPRなど、建設産業への入職や定着促進の取組に対して助成させていただいております。

次に、下段の「小中高生等に対する普及啓発」です。まず、「建設産業ふれあい展」ですが、今年度も来年1月12日土曜日と13日日曜日の2日間、札幌駅前通地下歩行空間「チカホ」で札幌市との共催で開催する予定としております。開催内容については、札幌市をはじめ、各建設業団体等と現在調整中ですが、左官や大工、鉄筋工などの「技術体験」や建設産業の役割や魅力などを広く道民の皆様にPRする「パネル展」などのほか、新しい催しもいくつか検討しているところです。近日中に開催内容を固め、様々な広報メディアも活用しながら、子どもさんや保護者をはじめ、広く道民の皆様に参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、「魅力発信セミナー」についてです。建設産業の魅力や役割を広く道民の皆様にPRするため、8月に苫小牧、9月に小樽で開催しました。内容としましては、「アニメなどの空想世界に存在する巨大な建造物を、現実の世界で実際に建造した場合の期間や費用などを研究し、インターネットで公開するといった建設業界の魅力発信に取り組んでいる企業の事例」の紹介ですとか、「若手技術者の体験談」を内容とするものです。参加した高校生からは、「建設業への理解や興味が深まった」、「就職の参考になった」などの声が寄せられました。

次に「女性活躍推進セミナー」についてです。女性の積極的な採用や女性が働き続けられる職場づくりへの情報提供を行うとともに、女性に建設産業の役割や魅力をPRするため、道内建設産業の管理職や人事・労務担当のほか、女性の活躍推進に興味のある方などを対象としたセミナーを、先週水曜日になりますが、11月14日に旭川で開催いたしました。セミナーの内容は「女性が働きやすい建設産業」をテーマとする講演や「道内事業者の取組事例」の紹介、女性就業者や道内事業者などによる「建設産業における女性活躍」をテーマとするパネルディスカッションを行いました。この女性活躍推進セミナーは、昨年から開催しておりますけれども、昨年のセミナーに参加いただいた方々から「女性が抵抗なく働ける環境づくりの具体的な事例を聞きたい」ですとか、「女性技術者の具体的な体験談を聞きたい」といった御意見をいただきまして、それらの御意見を踏まえた内容として開催したところです。今年度のセミナーの参加者からは、「前向きに女性の採用を検討したい」、「パネルディスカッションの生の声がとても良かった」などの声が寄せられております。

次に、今年度の新規事業であります「ICT体験講習会」ですが、高校生を対象としたドローンの操縦体験などを行う講習会で、8月に釧路工業高校、今月11月に留萌高校で開催しました。また、来年2月には名寄産業高校で実施する予定です。参加した高校生からは「将来仕事でドローンを使うことがあるかもしれないので役に立った」、「就職するに当たって視野が広がった」などの声が寄せられております。

次も今年度の新規事業であります「情報発信・育成方法習得研修会」です。

この研修会は建設事業者向けに若者の情報源であるホームページ、SNSなどを活用した効果的な自社のPR方法や若者の離職防止に向けて、育成する側の指導力向上のために、若者の思考や行動パターンを踏まえた育成方法を習得する研修会で、10月に札幌と函館で開催しました。参加した企業の皆様からは、「HPの内容の見直しのほか、今後はSNSを活用したい」、「現在の若者像が理解できた」などの声が寄せられているところです。

最後に「出前講座等」についてです。昨年度までは、中高生を対象に、若手技術者等の体験談やDVDなどによる建設産業の紹介などを実施していました。今年度は新たに、日本建設機械施工協会などと連携し、ICT施工に関する座学やICT測量、小型バックホウのデモンストレーションなどを内容とする出前講座を6月以降、苫小牧工業高等専門学校、札幌工業高校、北見工業高校、苫小牧工業高校、帯広工業高校、岩見沢農業高校、函館工業高校の7校で開催いたしました。

以上、30年度の取組を説明いたしましたが、来年度、31年度の推進事業につきましては、現在内容検討中でございます。課題となっております担い手確保・育成への対応を中心に引き続き取り組んで参りたいと考えております。

支援プランについての説明は、以上でございます。

石黒会長

ありがとうございました。只今「北海道建設産業支援プラン」の取組状況と今後の取組につきまして説明いただきましたけれども、御意見御質問がございましたら、御発言をお願いしたいと思っております。

宜しゅうございますか。

それでは「北海道建設産業支援プラン」につきましては、説明のあったとおりで、進めていただきたいと思います。

それでは、続きまして議題(4)「『公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針』に基づく取組状況について」に入らせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局(山中主幹)

建設管理課技術管理グループの山中と申します。宜しくお願いたします。

私からは「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」につきまして、お手元の資料に基づき、道の主な取組内容について、御報告させていただきます。

資料3-1をご覧ください。ページをめくっていただきまして、これまでの経緯が記載されておりますけれども、平成17年4月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」いわゆる品確法の施行等を受けまして、道では、平成19年8月に「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」を策定いたしまして、「総合評価方式」の活用など各種取組を推進してきたところでございます。

こうした中、国では、これまでの建設投資の減少や競争の激化などにより、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じまして、中長期的な建設工事の担い手不足に対する懸念が高まっているといったことを背景にしまして、平成26年6月に品確法が改正されたところでございます。

道では、現在及び将来の公共工事の品質確保に加え、その担い手の中長期的な育成・確保といった新たな理念が追加された品確法の改正等を踏まえまして、道としての品質確保に関する取組を、より一層進めていくため、平成27年12月に取組方針の見直しを行いました。

次のページになりますけれども、道の取組方針(改訂版)の概要につきまして御説明いたします。

「I取組方針の位置づけ及び目的」には、位置づけにおきまして公共工事の品質確保に加えまして、アンダーラインで示しております公共工事に関する調査・設計並びに完成後の適切な維持管理に関する道の基本的な取組の方向性を定めるものであることを明確化いたしました。また、目的には、担い手の中長期的な育成・確保、国及び市町村等と相互に連携・協力することなどを追加いたしました。

次に「Ⅱ公共工事を取り巻く状況」では、本道の社会資本整備や建設業を取り巻く状況につきまして、各種データ等を元に、現状・課題を示しております。

次に「Ⅲ公共工事の品質確保の意義」では、将来にわたる公共工事の品質確保に加えまして、その担い手の中長期的な育成・確保を図ることが必要と位置づけております。

ページをめくっていただきまして、「Ⅳ品質確保に向けた取組方針」について御説明いたします。

見直しのポイントとしまして、道が発注者として取り組む事項につきまして、改めて明確にするとともに、品確法の改正等によって中長期的な技術的能力の確保、多様な入札契約方式の導入・活用、労働環境の改善、発注者間の連携強化等に関する事項が新たに示されたことを踏まえまして、これらの事項に関する道の基本的な取組の方向性を追加するものでございます。

取組の方向性につきましては、1から7の柱に分けて示しております。一番下の方に「Ⅴ取組の進め方」が記載されておりますけれども、毎年度、取組状況を取りまとめ、北海道建設業審議会に御報告いたしまして、その意見を踏まえ、次年度以降の取組を検討するなど、より実効性の高い取組を計画的に推進することとしております。なお、別添資料としまして、資料3-2で取組方針の本文を配付しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

次に、4ページですけれども、この取組方針に基づく取組状況について、御報告させていただきます。まず1つ目の柱である「工事に関する発注関係事務の適切な実施」に関する取組について、御説明いたします。(1)としまして、担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保可能な予定価格の設定についてですけれども、表の左側が取組方針に記載しております取組の方向性の概要、表の真ん中がこれまでの取組状況、右側に平成30年度以降の新規又は拡充する取組を記載しております。本日は、右側の本年度以降の取組を中心に御説明させていただきます。

上の方に記載しておりますトータルマネジメントにつきましては、平成18年に導入いたしまして、総合的な進行管理を行っております。その下の段の単価・歩掛につきましては、適宜、国に準じた労務単価、歩掛、諸経費等の見直しを実施することや、毎月の資材単価の調査・改定などに取り組んでいるところでございます。

30年度の積算基準等の改定につきましては、一般管理費率やICT土工、交通誘導員の積算の見直しなどにつきまして、本年10月から改定しております、一部は前倒しして適用しているところでございます。

3段目の不調・不落対策についてですけれども、一昨年の台風災害による災害復旧工事におきまして、技術者や資材等の不足などから、帯広を中心に不調・不落が増加したため、引き続き災害復旧の実施に当たっての円滑な施工対策を行っているところでございます。

ページをめくっていただきまして(5P)、「トータルマネジメント」についてですけれども、工事発注前の段階におきまして、右の表にありますように、占用物件の移設協議ですとか、用地の取得状況、他機関との許認可・協議状況について確認審議することにより、工事の円滑な施工の確保を図っているところでございます。

次のページ(6P)での適切な予定価格の設定ですけれども、労務単価につきましては、平成24年度までは低水準となっておりますけれども、25年度以降上昇いたしまして、今年度の労務単価につきましては、グラフにありますように、平成24年度と比べまして、55.6%の増加と、大きく引き上げがされているところでございます。

ページをめくっていただきまして(P7)、道の主な取組状況に戻りますけれども、(2)の著しい低価格受注の防止におきましては、低入札価格調査制度の活用などを行ってまいりましたけれども、更なるダンピング対策といたしまして、本年4月より、総合評価落札方式において適切な施工体制が確保されることを評価いたします「施工体制評価」を新たに導入しているところでございます。

(3)では、早期発注の推進としまして、ゼロ国、ゼロ道債を活用した早期発注に努めていますほか、H26から、余裕工期、フレックス工期など、柔軟な工期

設定の活用拡大を図ってきたところでございます。

右側に記載しております発注見通しの統合公表につきましては、入札に参加します企業が受注計画を検討しやすくするために、各発注機関の発注見通しをまとめて掲載する取組を昨年度から行っておりまして、開発局、道、札幌市に加え、現在では9市町村が参加しているところでございます。

柔軟な工期設定につきましては、H30年9月末現在で、フレックス工期を828件実施しているところでございます。

(4)適切な設計変更に関する事項といたしましては、受発注者双方が一堂に会して、設計変更内容等の確認共有を行います設計変更確認会議の試行を平成28年度から開始しておりまして、順次取組を拡大したところでございます。また、工事が円滑に実施できるよう、設計変更の留意事項等を取りまとめました「工事施工円滑化ガイドライン」を平成28年度に策定しております。

次のページ以降、各種取組の詳細を記載しておりますが、説明は省略させていただき、ページをめくっていただきまして、12ページをお願いいたします。

12ページには2つ目の柱「工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映」が記載されております。(1)競争入札参加資格者名簿の作成に際しての資格審査では2年に一度、定期の資格審査を実施しておりまして、H29/30資格審査においては、女性の活躍支援の項目を追加したところでございます。また、建設業における労働環境を改善して社会保険の加入を促進するために、これまで、社会保険等未加入業者を排除する措置をとっておりまして、今年度からは二次以下の下請負人につきましても、原則、社会保険等の加入建設業者に限定することとしたところでございます。

(2)以降につきましては、企業が持っている技術力を反映するために入札等の際にしまして、適切に審査を実施しているところでございます。

ページをめくっていただきまして、13ページになります。3つ目の柱「工事に関する多様な入札契約方式の導入活用」について、でございます。(1)の技術提案を求める、いわゆる総合評価落札方式に関しまして、工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定としまして、道では、標準型、簡易型など、工事の難易度等に応じて選択して実施しているところでございます。総合評価落札方式については、H16から試行を開始し、H22から発注標準Aクラス以上の工事で原則実施しているところでございます。

受発注者双方の負担軽減となる簡易型を中心に実施しており、下のグラフに、総合評価の実施件数を記載しておりますが、平成29年度は、建設管理部において、615件実施し、総発注件数に対する割合は、2割ほどとなっております。

イの競争入札参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等では、総合評価落札方式の活用・改善等に関する検討会を設置しまして、学識経験者による意見聴取の場を設け、H27、28の2年間で様々な課題の検証を踏まえて議論を進め、ガイドラインの改正に反映しております。今年度の改正では、先ほど御説明した施工体制評価を導入したところでございます。

次のページからは、道における総合評価落札方式について記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

ページをめくっていただきまして、16ページをお願いいたします。

「3 工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用」の(2)契約方式の選択についてですが、道では、こちらの表に示したとおり、工事の性格等に応じて様々な契約方式を検討し、適切に運用しているところでございます。

(3)競争入札参加者の設定方法の選択としては、一般競争入札については、1千万円以上は原則採用しておりまして、災害など緊急を要する工事や発注時期に制約がある工事など、一般競争入札により難しい場合では指名競争入札、それから緊急対応のため、競争に付すことができない場合等においては随意契約を活用していくこととしておりまして、これまで同様適切に実施してまいります。

(4)落札者の選定方法の選択につきましては、価格以外の要素の評価の必要性ですとか、仕様の確定の困難度等に応じて選択しておりまして、実施をしているところでございます。

(5)支払い方法の選択につきましては、通常の工事はアの総価請負契約方式、維持管理業務においてはイの単価数量精算方式を採用しているところでござい

ます。

ページをめくっていただいて17ページになります。「4 工事の監督、検査等の充実・強化」についての取組を説明します。

(1)監督、検査、工事成績評定の適切な実施といたしまして、評定技術の向上のため、研修会の開催などの取組を行っているところでございます。

(2)工事成績評定等に関する資料のデータベース化についてですけれども、これまで、毎年度北海道開発局へのデータ提供を実施しているところでございます。

(3)現場の施工体制等の適切な確認につきましては、施工体制台帳の活用や下請状況調査の実施などを行っているところでございます。

(4)受注者との協議等の迅速化、情報共有の強化等につきましては、三者検討会を全国に先駆けて平成14年度から試行を開始しておりまして、平成17年度から本格実施をしているところでございます。

また、ワンデーレスポンスについては、H27から実施しております。この取組は、発注者側が、回答を迅速に、あるいは回答期限を明確にすることで「現場を待たせない」対応をルール化し、工事現場における施工の効率化を図るもので、これまで7千万円以上の工事で試行を実施していましたが、平成29年度からは3,500万円以上の工事まで対象を拡大しているところでございます。

次のページからのワンデーレスポンスの詳細についても省略させていただいて、20ページをお願いいたします。

5つ目の柱の「設計・調査における品質確保の推進」について、でございます。

(1)発注関係事務の適切な実施では、業務を円滑に進めるためのガイドラインの策定を行いましたほか、先ほどご説明いたしましたワンデーレスポンスは、委託業務では、今年度、全ての測量・調査・設計業務まで対象を拡大したところでございます。

(2)業務の性格等に応じた適切な入札契約方法の導入・活用では、総合評価落札方式におきまして、平成28年度から実施しておりました路面下空洞調査に加え、今年度からは、積算資料作成業務でも実施をしているところでございます。

ページをめくっていただきまして、21ページになりますが、「6 担い手の育成・確保の取組」につきましては、

(1)技術と経営に優れた企業づくりの推進といたしまして、建設産業支援プランに基づく各種施策の推進を図ることを位置づけておりまして、今年度は、建設業への入職・定着促進のための補助事業を実施しているところでございます。また、こうした建設業への支援策の他に、生産性の向上のために、情報化施工の工事に取り組んできたところでございますが、国のi-Constructionの動向等を踏まえ、道では「建設現場のICT活用に関する北海道の取組方針」を昨年2月に策定いたしました。土工量の多い現場におきまして、ICTに対応した建設機械による施工を行うモデル工事を施工者希望型で実施しておりまして、昨年度は、モデル工事として20件を発注して、うち4件の工事におきましてICTを活用して施工したところでございます。

次のページ、22ページには、担い手の確保・育成の取組として、1月に札幌駅前通地下歩行空間で実施した建設産業ふれあい展の様子を記載しております。

ページをめくっていただいて、23ページになります。建設現場のICT活用に関する北海道の取組方針の概要につきまして御説明いたします。道では建設現場の生産性向上、安全性向上のために、ICT活用の取組を加速する必要があるということで、昨年2月に新たな方針として策定したところでございます。

24ページ、25ページにはICTの技術の概要について記載しておりますけれども、説明の方は省略させていただいて、26ページをご覧ください。

こちらは今年度の実施方針を示しております。土工量が1万立方メートル以上の大規模な工事につきましては、今年度からは「全面的なICT活用」のモデル工事に設定いたしまして、施工者希望型で発注することとしております。全面的なICT活用工事と言いますのは、スライドの右上に記載しておりますが、工事着手前の起工測量から、ICT建設機械による施工、完成後の出来形管理や成果品データの納品まで、施工プロセスの全ての段階においてICTを活用する

工事を指しております、今年度は、9月末までに49件をモデル工事として発注しております、うち14件の工事において、受注者がICT施工の取組を表明しているところでございます。

ページをめくっていただきまして、27ページになります。

(2)労働環境等の改善の推進としまして、元請・下請間の関係適正化、適切な賃金水準の徹底などの指導を行うほか、社会保険等未加入業者の排除や前払い金制度等の活用、労働環境改善プロジェクトの試行などを位置づけたところでございます。また、本年3月からは新たな取組としまして、働き方改革の実現に向けました週休2日モデル工事を実施しているところでございます。

(3)道の発注体制の強化等につきましては、引き続き、各種研修会等を通じて、技術力向上に努めるほか、職員の減少という課題に対応して、発注者支援業務も活用しているところでございます。

次のページ(28P、29P)には労働環境改善プロジェクトについて記載しておりますけれども、説明は省略させていただきます。

30ページには、週休2日モデル工事について、概要を記載しております。まず、目的ですが、道内の建設業界では、若手技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっております、その対策としまして、週休2日を含めた働き方改革の実現が求められております。

この週休2日の確保に向け、現場における現状の課題や問題点を把握するため、モデル工事を実施しているものでございます。週休2日の定義についてですが、工期内において、土日・祝日に関わらず、週休2日、4週8休相当の現場閉所を行うこととしております。モデル工事の対象についてですが、短期間で完成させなければならない災害復旧工事ですとか工期末に制限のある工事などを除く、ほぼ全ての工事が対象となります。契約後、週休2日の実施の有無を受注者が選択できる「施工者希望型」を採用しております。このモデル工事は、本年3月から実施しておりますけれども、当時は、右側の表にあるように、4週8休以上の履行が確認できた場合、共通仮設費や現場管理費の補正を行っておりましたが、それに加えまして、9月からは、労務費や機械経費についても、4週6休、4週7休といった現場閉所の状況に応じて、補正することといたしました。また、工事成績につきましても、履行確認のうえ、加点評価することとしております。

ページをめくっていただきまして、31ページになりますが、こちらには、参考としてモデル工事の実施に当たっての留意事項を記載しております。

次のページになりますけれども(32P)、最後、7つ目の柱であります「市町村への支援」に関する取組について御説明いたします。

(1)発注者間の連携強化につきましては、平成27年に、14の総合振興局、振興局ごとに発注者協議会・地方部会を設置いたしまして、道内の市町村との連携体制をあらためて構築したところでございます。この地方部会を活用した情報交換、連絡調整等を推進することといたしまして、市町村の発注関係事務の適切かつ効率的な運用実施のための取組を促進していくこととしております。

(2)発注体制等の整備が困難な市町村に対する必要な支援につきましては、講習会、研修、工事検査への市町村職員の参加受け入れですとか、市町村の総合評価の技術審査への道職員の派遣、各種基準・要領等の情報提供や、積算システムの共有化などに取り組んでおまして、今後とも市町村の要望に応じまして、対応してまいりたいと考えているところでございます。

取組状況の説明は以上でございます。今後もこの審議会での審議の結果や、関係団体との意見交換等の結果を踏まえまして、各種取組の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石黒会長

ありがとうございました。「公共工事の品質確保に関する取組状況」につきまして説明いただきましたが、只今の説明、あるいはそれに関連する事で、御質問・御意見がございましたら御発言いただきたいと思います。

小松委員

舗装事業協会専務の小松と申します。
ただいま資料に基づいて、品質確保に関する取組状況、たいへんご丁寧に説明してくださり、ありがとうございました。

何点か意見として述べさせていただきます。質問ではないので回答は求めませんけれども、御記憶に留めていただいて、今後の配慮をいただければということで述べさせていただきます。

資料の3ページでございます。品質確保に向けた取組方針ということで、IV-Iの1で、工事に関する発注関係事務の適切な実施として(1)「担い手が育成・確保されるための適正な利潤が確保可能な」という単語でありますけれども、私共、業界にとって適切な利潤が確保可能ということも、この単語が入ったことはたいへん意義が大きいと思って、感謝を申し上げたいと思います。ただ、まだまだいろいろな意味で適正な利潤を確保する上で、道庁さんにもう一步、二歩踏み込んでいただければということも、多々あるという辺りであります。4ページのところで、例えば「不調・不落対策として見積活用方式等による速やかな契約締結の実施」ということで、不調・不落対策として見積活用方式を使うということまでは発言いただいておりますけれども、これが今のところ、工事全体の不調・不落であれば見積りに活用をしていただけるということですが、我々が実際工事をやっている、工事全体の中で、この工種がどうしても手持ちの歩掛単価と合わない、あるいは急に、例えば交通安全誘導員の単価が上がったようなときも、やはり単価が合わないというようなこともございます。そうした個別の現場の状況を、例えば個別工事の見積を採用していただくなど、適切な対応をしていただければ、もう少し我々の利潤も上がるのではなからうか、と思うことも多々ございますので、こうしたことも、会計検査等もありませんかと思っておりますけれども、より一層業界の方に近づいた適正な利潤確保について努力をいただけないか、配慮を願う次第です。

それから、例えば7ページですけれども、一つの事例ですけれども、中段の一番下にフレックス工期ということが書かれております。我々業界にとって、工期の自由度を高めるということでは、たいへん配慮をいただいた結果と考えておりますけれども、例えば我々舗装業界で言いますと、季節によって使う材料が変わることがございます。11月ならこれ、12月になるともうちょっと寒くなるので、新材を入れてもいいのではないかとというふうに、時期によって使う材料が変わるという要望も、合わせてやらせていただいております、これがフレックス工期で一応10月にやることになっているけれども、いろんな条件の中で11月にずれ込む、あるいは12月にずれ込む、そうした時に、材料を変えて良いのだろうか、より寒冷期に適した材料を使わせていただくことは可能なのかという辺りも、フレックス工期と、片や季節に伴う技術的な側面とやや重なったり、バッティングするような側面もございます。こうした時にも出来るだけ私共の要望がかなうよう、配慮をいただければありがたいというのが2点目であります。

それから3点目、11ページの所で、設計変更確認会議の試行ということで、左のマスの中で、工事書類の簡素化等について確認共有されるということで、これもたいへんありがたいと思っておりますが、今、私共の業界の中でも、現場が非常に苦労して疲弊するのは工事書類の多さ、中々簡素化と言いつつも減らないものでありまして、本当に現場現場になりますと、表立っては、マニュアル的には要らない書類だけれども、バックデータとしてくれないかというような、甲乙の関係の中で、どうしても工事書類を求められるということも、まだまだあるというふうにお伺いしております。こうしたことについても、出来るだけ実効性を高めるようなご配慮をいただければありがたいということで、以上3点ほど述べさせていただきますけれども、適正な利潤、それから現場の疲弊具合、こうしたものに今後なお一層配慮をいただきたいということで、要望させていただきます。以上です。

石黒会長

ありがとうございました。事務局の方から何かありますか。

事務局(山中主幹)

貴重な御意見、ありがとうございます。

いただいた御意見を参考にしまして、今後も取り組んでまいりたいと思っておりますし、最後にありました書類の簡素化につきましても、今現在検討しているところですので、取組を進めていきたいと思っております。宜しくお願います。

川島委員

建設業協会の川島と申します。

今、小松さんのおっしゃったことに関連して、まず発注の平準化など、いろいろ謳われておりまして、ゼロ国債、ゼロ道債ということ強く押されているのですけれども、データから見ますと、4、5、6の第1四半期の工事の稼働量というのが、相変わらずかなり少ないですね。ですから4、5、6の第1四半期の稼働をもっともっと上げないと、人手不足、機械不足の中では生産性の向上、あるいは平準化にまだまだつながらない。もうちょっと4、5、6月の第1四半期に仕事が出、施工できるよう配慮いただきたい。国・道はゼロ国債、ゼロ道債がありますけど、市町村がまだまだされているところが少ないですね。そこも含めてもうちょっと第1四半期に施工量が上がるよう配慮いただいて、平準化を図っていただきたいということが一点。

それからもう一点は、フレックス工期ですけど、使い勝手が悪くて、我々が今要望し、かつ道庁さんも国交省さんにもおっしゃって頂いているのは、繰越手続、繰越制度をもうちょっと対応していけるし、財務省・財務事務所も最近弾力的に対応してくれているというお話を頂いているのですけれども、3月まで、5月の時点での繰越手続がまだまだそう簡単ではない。特に現場の監督さんはそれに対してはあまりいい顔をしないということも、実態としてはあると思いますので、繰越手続に関して、もうちょっと弾力的に、強力に推し進めていただくようお願いしたいと思います。以上です。

石黒会長

ありがとうございます。今の点も何かありますか。

事務局（山中主幹）

お話のありました各市町村の発注の平準化ですけれども、発注者協議会の地方部会を通じまして、北海道の取組ですとか、開発局の取組等をお知らせしながら、ゼロ市町村債についても活用を図るように、市町村に対して促しているところでございます。その他の御意見についても、貴重な御意見として参考にさせていただきたいと考えております。宜しくお願いたします。

石黒会長

関連することで、他の委員の方から何かございますか。

宜しいですか。

それでは、その以外のことでも何でも結構ですので、御質問、御意見を御発言いただきたいと思います。如何でしょうか。

宜しゅうございますか。

それでは、只今何点かご要望がございましたが、それらを踏まえて着実に取組を進めていただきたいと思いますので、宜しくお願いたします。

それでは、続きまして議題の（5）「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画」について、に入らせていただきます。こちら、事務局の方からまず説明をお願いいたします。

事務局（荒木主幹）

建設業グループの荒木と申します。

私の方から「(仮称)建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画」の素案について、御説明いたします。

委員の皆様には、事前にお配りしているものもございますが、資料は4-1～5となります。資料4-2としまして素案の本文を付けておりますが、概要により御説明させていただきます。資料4-1をご覧ください。

まず、Iの「策定の趣旨」について、でございます。平成29年3月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」、いわゆる「建設職人基本法」が施行されたところでございます。この法律は、建設業の果たす役割の重要性や重大な労働災害の発生状況等から、公共工事のみならず、全ての建設工事について、いわゆる一人親方等も含めた建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るため、基本理念を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、建設業の健全な発展に資することを目的とし、議員立法により制定されたものでございます。

まず、この法律の概要につきまして、御説明させていただきます。資料4-1

3をご覧ください。

はじめに「基本理念」についてですが、この法律では「基本理念」としまして「建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること」、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること」、「建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること」、「建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること」の四項目を定めた上で、資料の「国等の責務」にありますとおり、国や都道府県、建設業者等の責務を規定し、施策の策定や実施等につきまして、必要な措置を講ずるよう求めております。これに基づき国は、安全及び健康に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「基本計画」を策定しなければならないとされ、平成 29 年 6 月に「国の基本計画」として策定しております。また、都道府県に対しては、国の基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努めるものとされており、この度の北海道計画は、この規定に基づき、国の計画との整合性や、本道の状況を踏まえて策定しようとするものです。

北海道計画の説明に入る前に、まず国の基本計画の概要につきまして、御説明させていただきます。

資料 4-4 をご覧ください。基本計画の構成としましては、まず「現状と課題」を整理し、「基本的な方針」を示した上で、それに基づく「総合的かつ計画的に講ずべき施策」「施策を推進するために必要な事項」を定めております。

はじめに「現状と課題」では、建設工事の現場での災害により、全国で年間約 400 名もの尊い命が亡くなっている現状を受け止め、災害撲滅に向けた一層の実効性のある取組が必要であること。また、労働基準法上、労働者として扱われていない所謂「一人親方等」は、建設工事の現場では、労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要であること。建設工事従事者の高齢化が進行している中、中長期的な担い手の確保対策が急務であることを挙げております。

こうした現状・課題と法の「基本理念」を踏まえ、安全及び健康の確保に関する「基本的な方針」としまして、「適正な請負代金や工期の設定」、「設計、施工等の各段階における措置」、「意識の向上」や「処遇改善」といった 4 つの項目が挙げられております。

これらの基本的な方針に基づきまして、「政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」として、「安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算や工期の設定」、「責任体制の明確化」、「建設工事の現場における措置の統一的な実施」、「建設工事の現場の安全性の点検等」、「安全及び健康に関する意識の啓発」を挙げ、これを「推進するために必要な事項」として、「建設キャリアアップシステムの活用」や「働き方改革」の推進等を通じた「建設工事従事者の処遇改善」や建設工事現場でもっとも多いとされる「墜落・転落災害の防止対策の充実強化」の 2 つを、施策を推進する上で必要な取組として挙げております。

それでは、北海道計画素案について御説明いたします。資料 4-1 をご覧ください。

Ⅱの「本道における建設業と建設工事従事者を取り巻く現状や課題」でございます。本道における建設業の労働災害の状況は、北海道労働局の「平成 30 年労働災害発生の動向」によりますと、平成 29 年の建設業における労働災害による死傷者 879 名のうち約 3 割に当たる、244 名（27.8%）が「墜落・転落」によるものが最も多く、このため墜落・転落事故の撲滅が課題となっております。

また、建設業における労働災害による死亡事故では、23 名の方が亡くなられておりますが、このうち 6 割は 50 歳以上の労働者であるということでありまして、高齢者の事故防止が課題となっております。

また、一人親方に関しては、総務省の労働力調査によりますと、北海道分は示されておりませんが、全国で一人親方は 58 万人いるとされ、これは建設業就労者 498 万人のうちの 11.6%にあたります。北海道では、一人親方を含めた建設業の全就労者 22 万人のうち、一人親方は、建設業許可を受けている方

だけで1400人ほどおり、1万9千社の全道の許可業者のうち7%、およそ1割が一人親方にあたります。

建設業就労者の状況を見ますと、総務省の労働力調査によりますと、北海道の建設業就労者の半数が50歳以上であり、29歳以上の若者は1割という状況でございます。

労務単価については上昇傾向ですが、厚生労働省や北海道の調査によると、平均月収は、全国平均を下回り、反対に労働時間は全国平均を上回るという状況が見られます。

以上の状況から、本道におきましても、国の基本計画でございますように、「墜落・転落災害の防止対策」など災害撲滅に向けた一層の実効性のある取組や、担い手確保に向けた処遇改善などの取組が必要であると考えております。

加えて、積雪寒冷な本道におきましては、工事の品質や工程管理に一層の配慮が必要となることから、工期の設定や積算、災害防止対策におきましては、こうした本道の現状を踏まえ、素案をとりまとめたところでございます。

それでは、Ⅲの「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画（素案）の概要」につきまして、御説明いたします。

先ほど、ご説明申し上げたとおり、国の基本計画と本道の現状を踏まえ、1の基本的な方針を定め、それに沿って、2の総合的かつ計画的に講ずべき施策と、3の推進に必要な事項を定め、北海道計画としております。

まず1の「基本的な方針」としましては、安全衛生経費や工期を確保するため、「適正な請負代金の額、工期等の設定」、安全及び健康の確保に向け、「設計、施工等の各段階における適切な措置」、安全及び健康を最優先に考える気風の醸成に向けた「安全及び健康に関する意識の向上」、さらには、労働環境の整備を進めるといった「建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上」の4つを基本的な方針と定めまして、この方針に基づき、2の「総合的かつ計画的に講ずべき施策」、3の「施策を推進するために必要な事項」をまとめております。

次に2の「総合的かつ計画的に講ずべき施策」としまして、経費の適切な積算と下請までの確実な支払い、冬期施工や休日等を考慮した工期設定など「（1）建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等」、元請負人と下請負人の対等な関係に基づく適正な契約締結と役割を明らかにする「（2）責任体制の明確化」、建設業者間の連携による安全及び健康の促進や一人親方等の安全及び健康の確保などに関する「（3）建設工事の現場における措置の統一の実施」、建設業者の自主的な取組や生産性の向上による「（4）建設工事の現場の安全性の点検等」、安全衛生教育と意識啓発の自主的な取組促進といった「（5）安全及び健康に関する意識の啓発」といった5つの項目を位置づけております。

ただ今御説明した施策を推進するために必要な事項や取組としましては、社会保険等の加入の徹底、建設キャリアアップシステムの活用、働き方改革の推進などによる「建設工事従事者の処遇改善及び地位の向上」や「墜落・転落災害の防止対策の充実強化」といった取組を、国などの関係機関や建設業団体と連携して進めることとしております。

なお、本計画において、講ずべき施策や施策を推進するための基本事項をとりまとめておりますが、具体的取組の中には、現在国の会議におきまして、安全衛生経費が下請人まで確実に支払われる実効性のある施策や、墜落・転落災害防止対策の充実強化など、検討中のももございますため、今後新たな取り組みにつきましては、必要な都度、更新して参りたいと考えております。

この素案につきまして、9月から10月にかけて、各関係団体への意見照会や、パブリックコメントを実施しております。この結果、関係団体から御意見をいただいておりますので、その内容と事務局としての考え方について御説明いたします。資料4-5をご覧ください。

表にございますとおり、関係団体から4件の御意見をいただいております。

ご意見の趣旨としましては、現場の視点から、冬期施工の安全確保に向けた養生経費の確保について、また、現在国において検討が進められている安全衛生経費が下請人まで確実に支払われる施策の構築についての検討や、墜落・転

落災害防止対策の充実強化に向けた検討など、検討状況の的確な反映を求めるものや、さらに踏み込んだ対策を求めるものなどがございました。

個々に見て参ります。

まず、北海道鉄筋業協同組合からは、「基本的な方針」の「1.適正な請負代金の額の設定」につきまして、「冬期施工に係わる養生経費」の確保について追記すべきとのご意見をいただきました。事務局案としましては、積雪寒冷地である本道の特殊性からご意見の趣旨を踏まえ、「積雪寒冷地である本道の施工実態を的確に反映した経費の確保」という表現に修正しております。

次に、全国仮設安全事業協同組合からは、「講ずべき施策」の「安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等」につきまして、国交省で開催されております「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」の検討状況を踏まえた必要な見直しをするとの記述を追記すべきとの御意見がございました。これにつきましては、計画の記述において、会合の名称は特定しておりませんが、「国において検討・実施される施策などを踏まえた取組を行う」と記載してございますので、「検討会」における検討状況を踏まえた取組を行うとの趣旨は含まれていると考えまして、素案のとおりとさせていただきます。

全国仮設安全事業協同組合からは、そのほかに、「労働安全衛生法令の遵守徹底等」について、厚労省で開催されている「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」の検討状況を踏まえ、対策の必要な見直しをするとの記述を追記すべきとのご意見があり、これにつきましては、本道においても墜落・転落防止対策は重要であることから、御意見の趣旨を踏まえ、国において検討・実施される施策などを踏まえた取組を行うとの表現を追加いたしました。

最後の「墜落・転落災害防止対策の充実強化」に関し、厚労省の要綱に規定する、「手すり先行専用型足場」の設置など、災害防止に向けた「より安全な措置」を必ず仕様書に規定するとの記載を入れるべきであるとの御意見については、先ほどの「実務者会合」などで、対策の充実強化について、現在様々な検討がなされているところであり、その検討の結果により実施される施策などについて、取り組むという趣旨の表現といたしました。

なお、パブリックコメントでは、特段意見はございませんでした。

計画の素案につきましての説明は以上でございますが、この計画につきましては、2月を目処に議会に報告しまして、年度内に成案としたいと考えております。

委員の皆様には御審議のほど宜しくお願いいたします。以上でございます。

石黒会長

ありがとうございました。只今事務局から計画の作成状況について説明がございました。

皆様の方から御意見、御質問、何でも結構です。ございましたら御発言をお願いいたします。

小松委員

御丁寧な説明、ありがとうございました。一点だけ述べさせていただきます。資料4-5の中で鉄筋業協同組合さんから冬季施工に係わる養生経費の記述を追加してほしいという要望に対して、積雪寒冷地である本道の施工の実態ということでこの表現を入れていただいたことに、感謝を申し上げたいと思います。

私共の舗装関係で申しますと、まさにこれから、12月の時期に、舗装をしている時に雪が降る。雪が降ったときには、除雪をした上で施工しなければいけない。そのときの除雪の意味が、車が通れるような精度の荒い除雪ではなくて、雪があっては施工できないので、細かく人の手を介して、お金をかけて雪を除けない限り次の施工に入れられないという実態がございます。そういう意味で、積雪寒冷地である本道の実態というものが、私共の言う除雪という、道さんがお持ちの単価歩掛ということと、それから我々が施工を実体している、雪を除けるという作業に、適切に反映していただくことを、希望と期待を申し上げて、私からの意見とさせていただきます。配慮宜しくお願い申し上げます。

石黒会長 ありがとうございます。何かありますか。

事務局（荒木主幹） 御意見ありがとうございます。こうしたことを踏まえまして、策定の方に進めてまいりたいと思います。

石黒会長 関連する事がございましたら。宜しいですか。
 関連する事でなくても、他の面も含めて何か御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

川島委員 担い手不足の対策についての事ですけど、どの所にも今後の担い手不足に対しては危機感があって、いろいろな対策を打っていくという表現をなされているのですが、我々建設業界としてもお役所との意見交換会でもいろいろ要望しているのですが、根本的な問題の一つに、要するに業界への供給が構造的に少ないのではないかとということです。資料1の3ページで建設投資のグラフの推移があると思うのですが、このグラフでいくと、ピークが平成5年、あるいは5年から10年位の間がピークで、そこから10年位かけて約半分まで急激に建設投資が落ちている。その影響で我々建設業は採用をぐっと手控えてきたのですね。仕事量が半分になるので新卒の採用を半分にするだけではまだ足りなくて、働く人にお辞めいただく場合もあったかもしれません。その人手余りが更に10年先まで余韻を引いて、我々は採用を手控えざるを得なかった、そういう状況があったわけです。今、我々建設業には作業員と技術職員と二通りあって、ちょっと内容が違いますけど、やはり重要な担い手で、我々としては工業高校の建設科の学生さん、土木であるとか建築であるとか、そういう所が我々建設業への大きな供給の元ですけど、工業高校の建設科の学生数というのは、一時のたぶん半分くらいになっていると思います。工業高校が無くなっている市町村、かなり道立高校でもあるのですね。上川管内でも、例えば富良野とか名寄とか、工業高校そのものが無くなっている。あるいは旭川工業高校ですと土木科が以前2クラスあったものが今一つ、建築科は一つ、そのままあるけれども、決定的に供給が不足しているのですね。ですからいくらPRして建設業が魅力的だと言っても、供給がなければ増えることがない。何が言いたいかということ、これは教育委員会マターだと聞きますけど、工業高校の建設系の生徒数の間口を、例えば10年間増やすとか、そういうことが行われなければ、本質的な解決には全然つながってこないのではないかと。今、実際はどうなっているかということ、普通高校の生徒を雇って、OJTで教育しているのですけれども、昔は専門学校に1年なり2年出して教育したのですが、専門学校も北海道で一つくらいしかないですね、そういう普通高校を終えた人間を教育するのは。結局は自分の会社で先輩が後輩にOJTで教育してなんとか養成しているということで、やはり工業高校に3年間行ったのと、普通高校を出て先輩から仕事しながら習うのとでは、養成期間も時間がかかるので、ここでもし可能であれば、工業高校の建設系の間口、学生数を例えば10年間増やすとか、そういう根本的な政策を受けられるかということをお願いしたいということです。

石黒会長 ありがとうございます。確かに中々難しいことはあるかと思いますが、大きな根本的な問題であると言えるかと思うのですが、何かございますか。

事務局（高橋局長） 建設業担当局長の高橋でございます。今日はありがとうございます。
 今、言われたようなお話、地方建設業協会さんと道の方とで、いろいろと意見交換を毎年させていただいているのですが、その中でもそういう声というのが私共の方に寄せられてございます。実際に工業高校ですとか、そういう専門的な学科が無い地域というのが、留萌も無くなりましたし、他にも檜山などもそうですが、無い地域も多々あると聞いてございます。
 私共の方で、先ほど2番の支援プランの関係でお話をさせていただいたのですが、建設産業担い手確保育成推進協議会というようなことで、ここには教育局にも入って頂いて、年2回ほど、情報共有ですとか意見交換をさせていた

だいてございます。それには建設業協会さんにも入っていただいておりますし、労働関係の部局にも入っていただいておりますし、教育局にも入っていただいた上で、そういうような話をさせていただいております。それから、プランの30年の施策の中でも御説明いたしましたけれども、工業高校などについては、今、土木などが少なくなってきたという部分はあるのですが、新たにドローンの講習会をやらせていただいておりますし、例えばインターンシップも工業高校の生徒さんに来ていただきたいけれども、石狩管内や札幌にはあるのですが、他の所になかなか工業高校がない、そうすると工業高校の方には来ていただけない。交通費もかかるし、ということで、その辺も考えてほしいという話も出てございます。今すぐできるかどうかはわかりませんが、そういうことも踏まえまして、インターンシップであれば普通高校の方でも受け入れて出ていただくとか、そういうことで建設業に興味を持っていただくということは、今言われたことも踏まえまして、これからもっと推進していきたいと考えてございます。教育局の方とも話はさせていただいておりますので、もう少し私共といたしましてもやっていきたいと思っております。

石黒会長

ありがとうございます。

宜しいでしょうか。中々この計画の中では難しいかと思えますけれども、道として取り組んでいかなければいけないことかなということは、十分受け止めておられるということで、可能な形で、出来る範囲で進めさせていただきたいと思えます。

吉本委員

北海道電業協会の吉本と申します。

建設業協会の川島委員と同じ課題が出されておりました、私共も北海道さんと意見交換をさせていただいているのですけれども、部署はまったく違うことは重々承知の上で、先般も同じように上川・留萌で工業高校がどんどん縮小されるということで、非常に危機感を感じており、内線工事業界も宜しくお願ひします。資料2-6に小中高生等に対する普及啓発というのがあり、魅力発信セミナーというのもやられているのですけれども、その中を見ますと、広く道民にPRというのも勿論大切なことだと思うのですけれども、特に私共業界として、工業高校の就職担当の先生と、その10地区協会あるのですが、その土地その土地で、工業高校、普通科の先生とも入職していただくための意見交換会をやらせていただいている、その中で、やはり官民挙げて魅力発信セミナーを、特に入職者の対象となる高校生にもスポットを当ててお願ひしたいと思えます。昨今、特に高校生の母親をどう説得するかというのが、業界として大きなテーマとなっておりますので、職場環境の改善をPRするのにご支援をいただきたいと思っております。宜しくお願ひいたします。

石黒会長

ありがとうございました。どうぞ。

山中委員

今、担い手不足のお話がお二人の方から出されましたが、資料1の2ページで年齢構成が示されています。建設業はたいへん高齢化が進んでおり、担い手を何とかして確保しなければいけないのだということを表しているのですが、この年齢構成表示の50歳から上がひとかたまりになっています。そうすると、今、普通の企業ですと、何らかの形で65歳までは雇用しなければならないことに法制上決められていますので、50歳以上の方々の階層が、例えば55歳前後に集まっているとすれば、10年経っても65歳だから、それならそれほど困っていないでしょうと見えてしまうこととなります。総務省の労働力調査というのがどれくらいの年齢刻みで調査されているのか、実物を見たことがないのでわかりませんが、50歳から下は10歳刻みで表されていますので、50歳から上を、60歳以上とか、65歳以上とかで分けたらどうなるのかが分かったら、建設業の高齢化がもう一つはっきり分かるのではないかと思います。次回までに可能であれば、検討をお願いします。

石黒会長

今の時点で、すぐ、アバウトでわかるものはありますか。

事務局（米地主幹） 労働力調査からデータを引用しております、基本的に5歳刻みで公表されておりますので、今後は5歳刻みでお示しすることを検討したいと思います。

石黒会長 宜しいですか。どうぞ。

堤委員 川島さんがおっしゃったことは、数値目標、何%アップというか。新人を少し増やしてほしいという・・・。

川島委員 先ほど申したのは、とりあえず道立高校に限定して言っているのですが、平成10年以前の工業高校の学生数を、同じくらい、少なくとも10年間くらい確保していただかなければ、我々の需要には全然応えていただけないというふうに思われます。

堤委員 わかりました。数値目標でなくてもいいのでしょうか？

川島委員 ですから、以前の間口があれば。

堤委員 私も建設女子会の方で、そういう問題もあったりするので、経団連の業界別の新卒の平均月収というのがありまして、建設業が一番高かったので、建設業に魅力があるかもしれない。学生自身から声が上がったものですから。そういうことから始めるというか、今、就職しようと思っている学生というのは、質が違ってきているから。確か国税局の審議会で、不動産の鑑定の方たちと話したら、不動産鑑定士が少ないという時に、何をやっているかと言うと、不動産鑑定士協会が鑑定士の活躍について漫画をわざわざ作って、冊子を配って、それをうちの大学に持ってきたいということがあったり、私たち目線ではなく、もう少し学生の目線でいろんな対策が必要なのではないでしょうか。

石黒会長 ありがとうございます。若年労働者、子供の数が減って、いろんな業界でそういう状態が発生しているのかもしれませんが。前の方の議題とも全部関係してくる内容でもありますので、既に説明をされたように取組をされておりますが、さらなる新たな切り口で、学校を増やすのはこの部署では容易ではないとは思いますが、こちらから教育関係にも声が上がっていることを伝えていただいて、取組を出来る範囲でやっていただきたいと思います。
そういったところで宜しいでしょうか。
それ以外に何かございますか。

堤委員 一人親方の所で、たぶん保険に入らないということは資金不足というか、そこも整備してということがあるのかと思うので、実際問題として、どこから貸し付け、補助が出るのか、あるいは協会から貸してもらえるのか、何かそういうことがあれば弱者の保護になるのかなというのがありまして。要するに、ここで中々一人親方は意見が言えないかもしれないのですが、具体的に保険料について決定させるのは勿論そうですけど、少し「飴と鞭」のうちの飴を、何らかの形で策を講じると、社会保険に入ってもらえるじゃないかなと思いました。

石黒委員 ありがとうございます。何かその点に関係していることはございますか。盛り込まれているとか、想定しているとか。

事務局（荒木主幹） 一人親方の保険加入につきましては、特別加入手続きというのがございまして、そちらの手続きをさせていただいているということと、費用につきましては、国の方で先ほど少し申し上げました、「建設工事における安全衛生基準の確保に関する実務者検討会」という会合が国土交通省の方でやられておりまして、その中で一人親方の安全衛生経費というものをどこまで見るべきかという検討がされているところですので、そちらの検討結果を見ながら対応してまい

りたいと考えております。

石黒委員

国の方でも検討される方向でやっているようだと、それを受けて道も合わせていきたいということですね。

宜しいでしょうか。他にはいかがでしょうか。

それでは、いろいろ貴重な御意見、御要望も頂きましたけれども、この「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画」に盛り込める所は盛り込んでいただいて、この計画には盛り込むのは中々難しいものも、これからの取組その他で活かしていただきたいということで、宜しくお願いします。

それでは、これで議題の（５）も終了と言うことで、予定されている議題はひととおり済ませたこととなりますが、議事全体を通じて改めて何か御意見等おありでしたら、御発言いただければと思います。

犬嶋委員

札幌商工会議所女性会から来ております犬嶋ユカリと申します。

担い手確保の事が非常に問題になっていると思います。先ほど川島委員はじめ皆様からも大きなお声かけがございました。その中で、資料２－６にもありましたが、担い手確保がすごく重要ではあっても、支援事業の補助金が７００万円であったり、小中高生に対しての啓発が３００万円とか、非常にそこが薄いような印象になります。ふれあい展から女性活躍推進セミナー等々、いろいろなことをなさるには非常に厳しい金額ではないかと思っております。担い手確保、北海道がこれから将来に向かってやっていくためには、大学の工学部も非常にニーズが厳しくなっておりますので、大学まで入れて作業員、技術員の確保、全体の事をお考えいただき、補助金も手厚く付けていただければと思います。

石黒会長

ありがとうございます。中々予算の制約もあるかと思いますが、今後とも、各分野の方からご指摘いただいているような、担い手確保のための人材育成に取り組んでいただきたいと思っております。宜しくお願いいたします。

他には宜しいでしょうか。それでは、議事はすべて終了しました。

４、その他ということで設けておりますけれども、それ以外のことで何かこの際御発言がございましたら、お伺いしたいと思います。

宜しゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。本日各委員から出された御意見等につきましては、今後の施策を進める上で、それらを踏まえて取り組んでいただきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

本日の議事はこれで終了いたします。

議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。